

奈良市防犯カメラ設置補助について
～申請の手引き～

第2版

奈良市危機管理課

目 次

I	補助制度の概要	1
II	防犯カメラの設置にあたり	2
III	補助金申請の手続き	4
IV	補助金交付請求の手続き	5
V	提出書類の記載例	6
VI	Q & A	1 6
VII	維持・管理について	1 8
VIII	問い合わせ先一覧	1 9

I 補助制度の概要

1 制度の目的

地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援するため、自治会等の団体が地域に設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

2 補助対象となる団体

奈良市内の自治会その他これに類する団体

3 補助対象経費

- ・カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器を購入又は賃借に要する経費（防犯カメラ本体、録画装置、独立柱 等）
（賃借費にあつては、設置初年度に限る）
- ・上記の機器の取付け又は設置工事に要する経費、看板等の設置に要する経費

4 補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

5 設置・管理

防犯カメラは、不審者の多発する場所など、防犯カメラの設置が効果的と考えられる適切な場所に設置するとともに、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示してください。

また、プライバシーを侵害することがないように、適正に管理してください。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000 円を限度とします。

7 補助金申請から補助金交付までの流れ

- ・設置場所等について関係各所へ事前相談と許可申請
（市危機管理課、管轄する警察署、関西電力、NTT、等）
- ・奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書を危機管理課へ提出してください。
- ・危機管理課にて審査等を行い、申請者に交付の可否を通知します。

- ・ 交付決定した後、防犯カメラ設置工事を実施してください。
- ・ 設置工事が完了したら危機管理課へ奈良市防犯カメラ設置補助事業完了報告書を提出してください。
- ・ 危機管理課にて提出書類を審査し、交付すべき金額を確定し、奈良市防犯カメラ設置補助金確定通知書により通知します。
- ・ 奈良市防犯カメラ設置補助金交付請求書を提出してください。
- ・ 補助金を交付します。

II 防犯カメラの設置にあたり

防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置や維持管理に要する費用、自治会等の同意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。そのために、以下の事項を参考としてください。

1 設置プランの作成・地域の合意

(1) 設置プランを作成する

設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下についてあらかじめ整理しておきましょう。

ア 設置目的

- ・ 地区で発生している、どういう犯罪を防ぎたいのかという目的を考えます。

イ 設置場所・撮影範囲

- ・ 犯罪などが起きている場所・状況を調べます。
また、地域で不安に思っている場所も調べます。
- ・ 所管の警察署（生活安全課）に相談しましょう。
(地域の犯罪発生状況やどこにつければ効果的かアドバイスをもらえます。)

ウ 設置までのスケジュール・設置の許可等

- ・ 設置する場所に応じて、利用する許可を得る必要があります。
19 ページを参照し、各種許可申請先を調べておきましょう。
(道路上や公園内に設置する場合は、申請から許可までに時間がかかる他、設置に関して制限があります。また、関電柱への共架許可についても時間がかかる傾向にあります。)

エ 設置費用・維持管理費用の計画

- ・ 複数の事業者を設置の見積書を作成してもらいましょう。
維持管理の費用もあらかじめ考えておきましょう。
→防犯カメラの選定・設置などのご相談先は 19 ページを参照
→維持管理費については 18 ページを参照

オ 防犯カメラを設置していることの表示

- ・防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラが存在していることを明示するのが有効です。また、プライバシー配慮のためにも表示は必要です。

カ 管理・運用体制、管理・運用方法

- ・プライバシーの保護や個人情報の正しい扱いのため、「自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン」に沿った運用基準を作成しましょう。

→運用基準のひな形は 14,15 ページを参照

(2) 地域の合意を得る

「(1) 設置プランを作成する」で作成した計画を、地域の方へ説明し合意を得ましょう。

補助金交付申請時に、防犯カメラの設置が自治会等の総会・役員会・委員会等で承認されたことを証する書類が必要となります。

防犯カメラ設置の許可申請手続きについて

設置場所により、必要な手続き等が異なりますので参考としてください。(その他の手続きを求められる場合があります)

区分	許可条件等	必要な手続き等	備考
民有地	・土地建物等の所有者の承諾が必要です。	所有者との話し合い ・承諾書	土地建物や既存のポール等への共架
		道路管理者との協議が必要な場合もある。 ・道路占用許可申請	
道路上	・一定の基準に適合するものに限り許可されます。	道路管理者との協議 ・道路占用許可申請	関電柱、NTT 柱へ共架
公園内	・一定の基準に適合するものに限り許可されます。		
	詳しくは、公園管理者と協議してください。		

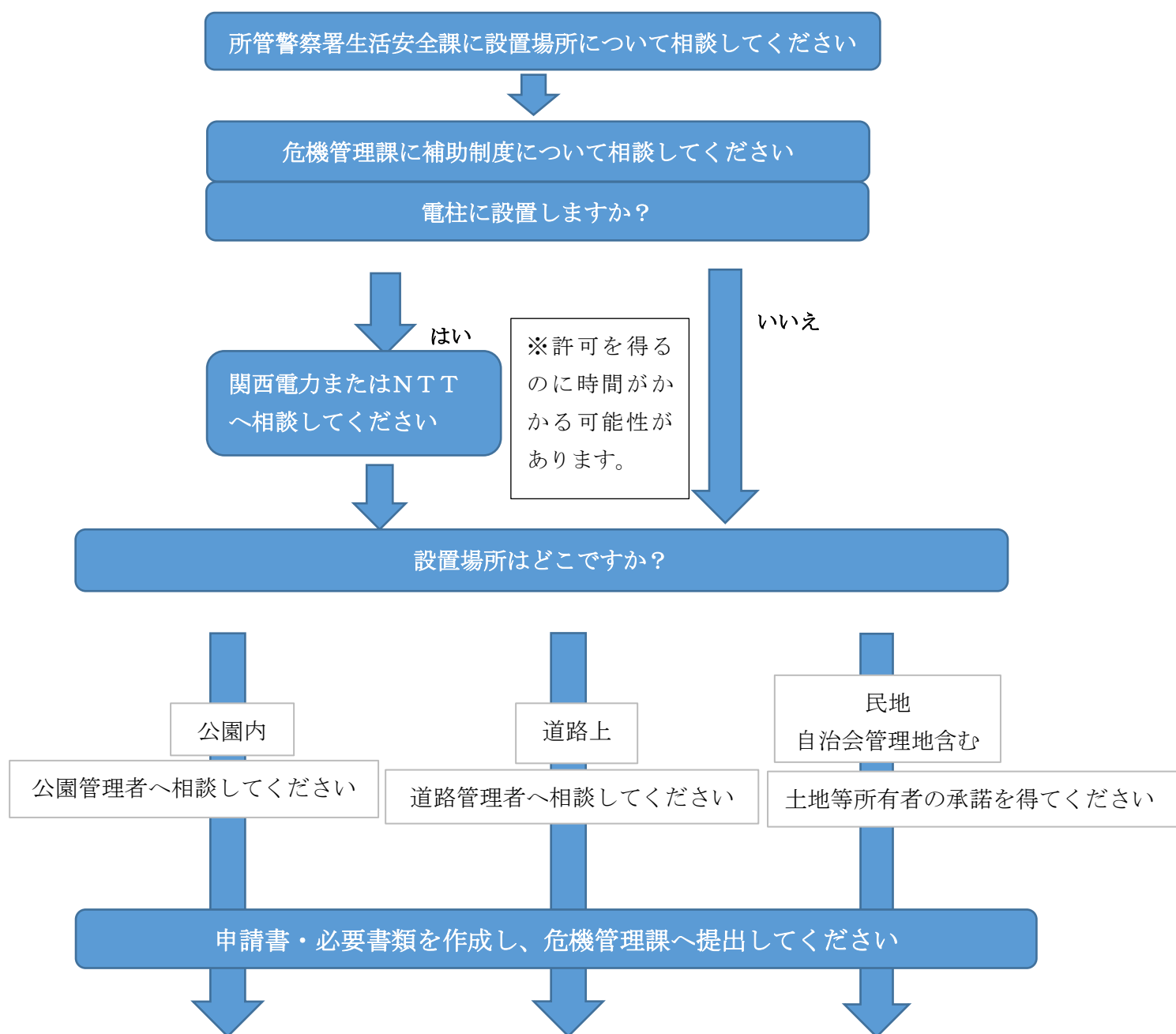
※ 関電柱・NTT 柱へ設置するには、民有地、道路上いずれの場合も、関西電力・NTT の許可が必要となりますので相談してください。

※ 私道、民有地上の独立柱（中継柱含む）へのカメラの設置は所有者の承諾があれば設置可能です。ただし、安全面等については自治会等でよく検討してください。

私道、民有地上の独立柱（中継柱含む）への設置でも、カメラが公道上にかかる場合は道路管理者の許可が必要です。

※ 各問い合わせ先については 19 ページを参照

防犯カメラ設置補助金申請の流れ



Ⅲ 補助金申請の手続き

■ 事前相談

- 相談 1 所管の警察署に設置場所の相談をしてください。
- 相談 2 手続きに関して危機管理課に相談をしてください。
- 相談 3 道路上、公園内、電柱上その他施設等に設置を希望する場合は、設置の可否を関係各所に相談してください。

■ 提出書類

- ・奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書
- ・防犯カメラの運用基準
- ・防犯カメラの設置に要する費用の見積書
- ・設置する防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等の資料
- ・防犯カメラを設置する場所及び撮影範囲を明記した図面
- ・防犯カメラを設置する場所の現況写真
- ・防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から許可を得たことを証する書類
- ・自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置が申請者の総会等により決定されたことを証する書類
- ・市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書
- ・相手方登録申請書
- ・その他市長が必要と認める書類

IV 補助金交付請求の手続き

防犯カメラの設置が完了したら、奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書に以下の書類を添えて提出してください。

■ 提出書類

- ・防犯カメラ設置に要した費用が明記された領収書の写し
- ・防犯カメラ設置後の状況が確認できる写真
(防犯カメラ本体、防犯カメラが作動している旨及び管理責任者並びに連絡先等を掲示したものを撮影した写真、防犯カメラ設置工事後の写真)
- ・設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの
- ・その他市長が必要と認めた書類

奈良市防犯カメラ設置補助金確定通知書が届いたら、奈良市防犯カメラ設置補助金交付請求書を提出してください。

V 提出書類の記載例

- 1 奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書（第2号様式）
- 3 奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書（第5号様式）
- 4 奈良市防犯カメラ設置補助金交付請求書（第7号様式）
- 5 防犯カメラを設置する場所及び撮影範囲を明記した図面
- 6 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から許可を得たことを証する書類
- 7 自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置が申請者の総会等により決定されたことを証する書類
- 8 防犯カメラの運用基準

記入例

奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書

奈良市長

年 月 日

申請者

提出日

住所又は所在地 奈良市〇〇町△番地

氏名又は団体名 〇〇町自治会

及び代表者氏名 自治会長 □□□□

押印不要

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	令和 7 年度	補助金等の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補助事業等の目的及び内容	自治会内に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止を図る		
補助事業等の経費所要額	〇〇〇〇〇〇円 補助事業の総額		
交 付 申 請 金 額	△△△△△△円 交付申請金額		
補助事業等の完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
管轄警察署 助言年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
添 付 書 類	1 防犯カメラの運用基準 2 防犯カメラの設置に要する費用の見積書 3 設置する防犯カメラの概要がわかる図面及びカタログ等の資料 4 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲を明記した図面 5 防犯カメラの設置場所の現況写真 6 防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から許可を得たことを証する書類 7 自治会の議事録の写し等、防犯カメラの設置が申請者の総会等により決定されたことを証する書類 8 市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書 9 その他市長が必要と認める書類		
※ 主 務 課 長 の 意 見			

注 ※印の欄は記入しないこと

市税納付状況調査書兼暴力団等の排除及び防犯カメラ設置場所照会に関する同意書

奈良市防犯カメラ設置補助金に係る申込みに当たり、私の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市防犯カメラ設置補助金交付申請書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認及び防犯カメラの設置場所について所管警察への照会を行っているか否かの確認について、奈良県警察本部、奈良警察署及び奈良西警察署に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

提出日

（宛先）奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名及び

代表者氏名

奈良市〇〇町△番地

〇〇町自治会

自治会長 □□□□

押印不要

奈良市防犯カメラ設置補助金事業完了報告書

令和 年 月 日

奈良市長

提出日

補助事業者

住所又は所在地

奈良市〇〇町△番地

氏名又は団体名

〇〇町自治会

及び代表者氏名

自治会長 □□□□

押印不要

奈良市自治会等防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	令和 年〇月〇日	指 令 番 号	奈良市指令監危 第△△△号
補 助 年 度	令和7 年度	補 助 金 等 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補 助 事 業 等 の 完 了 年 月 日	令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
補 助 金 等 の 交 付 決 定 金 額	〇〇〇〇〇 円		
補 助 事 業 等 の 経 費 精 算 額	補助事業の総額 △△△△△ 円		
補助事業等の経過及び内容	補助事業すべて完了		
添 付 書 類	1 防犯カメラの設置に要した費用が明記された領収書の写し 2 防犯カメラ設置後の状況が確認できる写真 3 設置した防犯カメラで撮影した画像を印刷したもの 4 その他市長が必要と認める書類	※ 報告事項審査結果 (主務課長)	

注 ※印の欄は記入しないこと。

第7号様式（第12条関係）

記入例

奈良市防犯カメラ設置補助金請求書

提出日

年 月 日

奈良市長

補助事業者等

住所又は所在地 奈良市〇〇町△番地

申請者の本人による
氏名の自署
または押印必要

氏名又は団体名 〇〇町自治会

及び代表者氏名 自治会長 □□□□

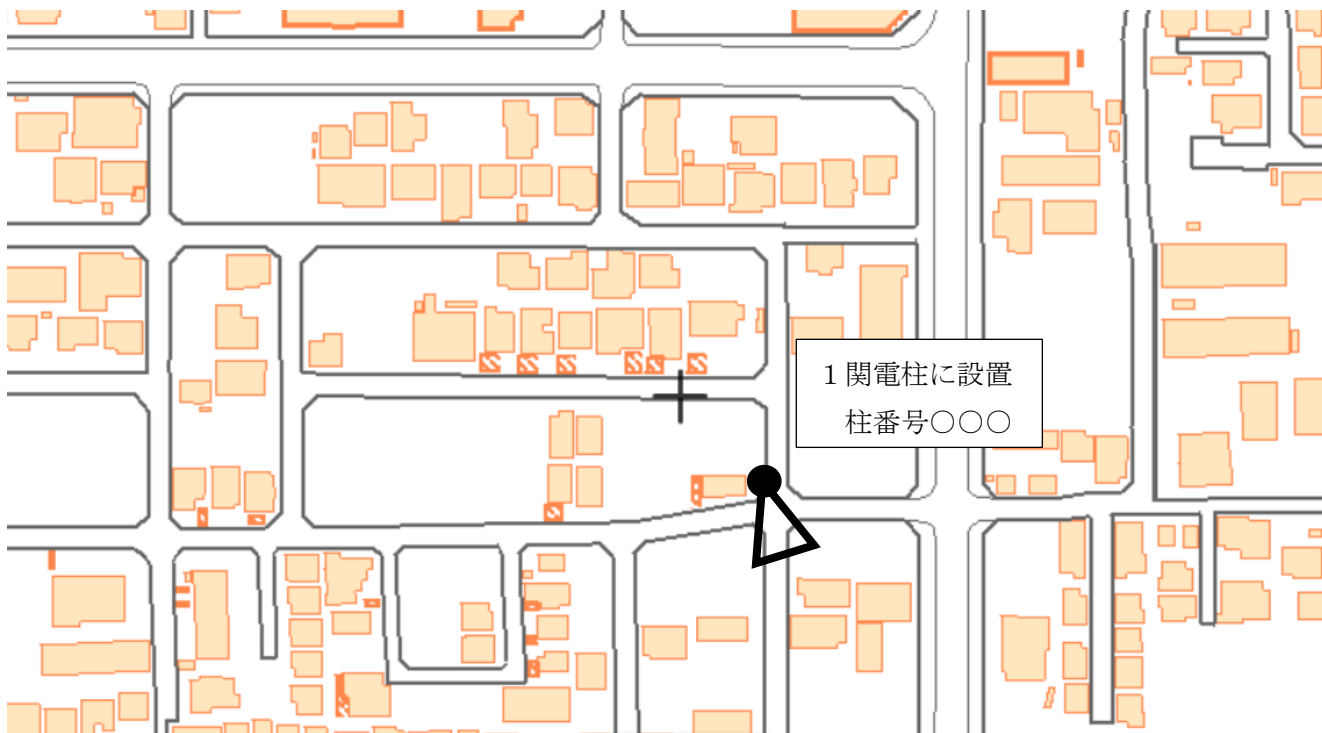
決定通知書の通知日を記入

奈良市防犯カメラ設置補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令監危 第△△△ 号
補助年度	令和 7 年度	補助金等の名称	奈良市防犯カメラ設置補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	奈良市防犯カメラ設置補助金事業		
補助金等の交付決定金額	〇〇〇〇〇〇 円 交付決定金額		
補助金等の交付確定金額	〇〇〇〇〇〇 円 交付決定金額		
交 付 請 求 金 額	〇〇〇〇〇〇 円 交付決定金額		

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

番号	設置場所
1	奈良市〇〇〇町〇△×番地□□宅前



任意様式

土地等使用承諾書

年 月 日

〇〇町自治会

自治会長 〇 〇 〇 〇 様

承諾者（土地等の所有者）

住所

氏名

下記の防犯カメラ設置に伴う〇〇〇を使用することを承諾します。

記

住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇
区 分	例 土地、独立柱、壁等

1 期間

本日から防犯カメラ及び防犯カメラに係る設備の存するまで

2 使用料

無料 月額〇〇〇円 等

任意様式

議 決 証 明 書

〇〇年〇月〇日開催の〇〇町自治会総会において、奈良市の補助制度を利用して下記所在地に防犯カメラを設置することについて可決承認されました。

記

防犯カメラを設置する所在地
奈良市〇〇町〇〇 △△宅南側

上記の事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

自治会名 〇〇町自治会

代表者住所 奈良市〇〇町△番地

氏名 自治会長 〇〇 〇〇

〇〇〇自治会防犯カメラ運用基準（例）

1 目的

この規程は、住民の安全安心な暮らしの確保及び犯罪の抑止を目的として〇〇自治会に設置される防犯カメラについて、撮影された画像等の管理及び運用に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

2 管理責任者等

防犯カメラ及び画像の適正な運用を図るため、管理責任者及び取扱担当者を次の通り指定する。

（１）管理責任者

〇〇自治会 自治会長（個人名記載不要）

（２）取扱担当者

〇〇自治会 〇〇（役職等記載、個人名記載不要）

3 設置場所及び設置表示

（１）防犯カメラ 〇台

（２）設置場所 奈良市〇〇町〇〇〇番地（別図のとおり）

（３）防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、カメラが作動中である旨及び管理責任者並びに連絡先を記載したプレート等を設置する。

4 管理責任者及び取扱担当者

（１）管理責任者は、防犯カメラ及び画像を適正に運用するとともに、取扱担当者は、管理責任者を補佐しなければならない。

（２）管理責任者及び取扱担当者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

5 画像の保管と消去

（１）画像は、撮影時のまま保存し、加工はしない。また、不必要な複写は実施しない。

（２）画像の保存期間は、〇日間とし、保存期間終了後は速やかに消去するものとする。また、記録媒体を破棄する場合には、破砕処理等を行ってから破棄するものとする。

（３）画像を記録した記録媒体を保管する場合は、施錠できる保管容器に保管すること。（保管場所、容器の指定及び鍵の管理を定める。）

6 画像の提供制限

（１）画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者への提供はしないこと。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 犯罪捜査の目的により、捜査機関から公文書により要請があった場合

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

エ 個人が特定され、本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、適切かつ迅速に処理する。

附則

(施行期日)

この運用基準は、令和〇年〇月〇日から施行する。

VI Q & A

Q 1 補助金を受けることができる対象は？

A 1 市内の自治会その他これに類する団体です。

Q 2 維持管理の費用は、補助の対象となりますか？

A 2 設置後の電気代や維持管理の費用はすべて自己負担になります。

Q 3 リースやレンタルは補助金の対象となりますか？

A 3 設置初年度の費用のみ対象となります。

Q 4 申請者はすべて補助されるのですか？

A 4 予算の範囲内において補助金の交付を行うものですので、希望通りに補助できない場合もあります。

Q 5 補助金の交付は、申請の早いもの順になるのですか？

A 5 申請に必要な書類が整った状態での先着順とします。
必要書類が不十分の場合は受付できません。

Q 6 補助金を受けるためにはどんな手続きや書類が必要ですか？

A 6 「奈良市防犯カメラ設置補助について」～申請の手引き～ をご覧ください。

Q 7 防犯カメラの維持管理に係る基準はありますか？

A 7 防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和が図れるよう「自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン」に沿った適切な管理・運用を行ってください。

また、防犯カメラを設置する地域内においても、住民の方などに十分説明をしていただき設置の了解を取ってください。

Q 8 補助をもらって設置した防犯カメラを撤去してもいいですか？

A 8 設置後、5年間は継続してください。5年経過せず撤去する場合は、補助金を返還していただく場合があります。

Q 9 防犯カメラが落下するなどして事故が発生した場合の責任はどこになりますか？

A 9 設置した自治会等の責任となります。

Q 10 屋内に設置する防犯カメラは補助の対象となりますか？

A 10 補助の対象にはなりません。地域の防犯のために屋外に設置するカメラを対象とします。

Q11 過去に設置したものは補助の対象となりますか？

A11 補助の対象にはなりません。防犯カメラを取り付ける前に申請をお願いします。

Q12 同じ年度内に複数回申請したら補助金を複数もらえますか？

A12 同一年度において、補助限度額の範囲内であれば複数回の申請が可能です。

Q13 どんなカメラを設置したらいいのですか？

A13 公益社団法人日本防犯設備協会が定める優良防犯機器認定基準（RBSS 基準）に適合している製品を推奨します。また、設置場所や用途により防犯カメラの種類は様々ですので専門業者に相談してください。

Q14 撮影する範囲などに決まりはありますか？

A14 防犯カメラの設置については、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう、撮影の範囲を必要最小限にする必要があります。

その際には、カメラの角度調節やマスキング（目隠し）機能を使うなど、住宅などの私的な空間や不必要な個人の画像ができるだけ撮影されないようにしましょう。

撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等にその旨を事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

Q15 防犯カメラ等の設置を表示する表示板の大きさや表記方法など決まっていますか？

A15 特に決まりはありません。しかし、表示板（看板やステッカー等）には、最低限、設置している「自治会等名」及び「防犯カメラ作動中」などと、防犯カメラ等を設置していることを明らかにする必要があります。

表示板を設置することで、地域住民や通行人、犯罪を企てている者に対して防犯カメラ等の設置が広く認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。

Ⅶ 維持・管理について

1 防犯カメラの維持管理

(1) 保守管理

防犯カメラは、屋外における長期間の使用による部品の劣化などにより、運用に支障をきたす可能性があります。

機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保障期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、修繕にかかる経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

(保守点検や電気料金等の維持管理経費は補助の対象となりません。自治会等の負担となります。)

【参考】防犯カメラ維持管理にかかる費用

- ・電気料金 約 5,000 円/年 程度かかります。
※その時の電気料金設定により前後します。
- ・電柱等への共架する場合は、電柱共架料 1,200 円～2,600 円（税別）/年が必要となります。（業者によって金額が異なりますので、共架申請する業者にご確認ください。）
- ・保守点検費用は、設置場所や防犯カメラの種類により異なりますので設置業者や専門業者に相談してください。

(2) 定期点検

防犯カメラを設置したら、定期的に「作動しているか」「破損していないか」などの点検を行ってください。防犯カメラの留め具などが破損していると、落下する恐れがあり、危険です。

※ カメラが落下などで事故が発生した場合は自治会等の責任となります。

(3) 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたっては、適切な管理を図るため管理責任者を指定してください。

(4) 画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏れることがないように防犯カメラの運用基準を定め、適切な管理を行ってください。

(5) 継続使用

設置後、5 年間は継続して運用してください。

2 防犯カメラの運用基準の作成

プライバシーの保護や個人情報の正しい取扱いのため、「自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン」に沿った自治会防犯カメラ運用基準のひな形（14、15 ページ）をお示ししますのでそれを基に作成してください。

VIII 問い合わせ先一覧

1 関西電力柱への設置についての問い合わせ

関電サービス株式会社 共架センター
大阪市住之江区西住之江 3-8-14
電話 06-6672-6786

2 NTT 柱への設置についての問い合わせ

(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門
設備貸借管理センタ 関西ユニット 設備管理担当 (大阪)
大阪府守口市京阪本通 1-9-6 NTT 大阪守口ビル
URL <https://www.ntt-west.co.jp/tenga/list/>
Webにてお問合せください。

3 道路占用許可についての問い合わせ (奈良市道の場合)

奈良市役所 土木管理課
電話 0742-34-4893

4 公園内に設置する場合の問い合わせ (奈良市管理の公園の場合)

奈良市役所 公園緑地課
電話 0742-34-4916

5 防犯カメラの選定・設置などの相談

奈良県防犯設備士協会
奈良県北葛城郡広陵町三吉 254-14 アクティブ防犯センター内
電話 0745-54-5141

6 警察署 (生活安全課担当)

・奈良警察署	奈良市大森町 57-12	電話	0742-20-0110
・奈良西警察署	奈良市学園南三丁目 9-22	電話	0742-49-0110
・天理警察署	天理市田部町 22-4	電話	0743-62-0110

7 防犯カメラ設置補助に関する問い合わせ

奈良市役所 危機管理課 市民安全係
奈良市二条大路南一丁目 1-1
電話 0742-34-4930